

令和7年度儲かるモデル産地育成システム確立実証事業公募要領

1 趣旨

愛媛県では、県農業改良普及組織と連携し、産地化を推進するための先進的技術の実証や流通販売促進活動等に取り組む場合、施設・機器の整備や流通販売促進活動等に要する経費に対し、予算の範囲内において助成を行います。

2 対象事業者

事業の実施主体は、次の各号に該当する者とします。

- (1) 次の①、②のいずれかに該当し、普及組織の指導等のもと、普及指導計画（産地づくりビジョン）で強力に産地化を推進するために必要な先進技術の実証及び流通販売促進活動又はそのいずれかに取り組む者
 - ① 愛媛県内に在住し、愛媛県内において農業を営む農業者等
 - ② ①に該当する農業者を主要な構成メンバーとするグループ
- (2) 次の①から③の全てに該当する者
 - ① 本事業で得た技術及びその実証のために使用する自らの技術及び流通販売促進活動で得た情報や知識に関し、県内農業者等に公開できる者
 - ② 本事業に申請する取組みについて、当該事業実施年度に他の県補助金を活用する予定がない者
 - ③ 応募時点で、県税の滞納がない者（グループの場合、メンバーを含む。）

3 対象事業、対象経費

(1) 普及組織による戦略的産地化実証事業

事業実施主体が県農業改良普及組織の指導の下、産地化を進めるために必要な次の①から③の取組費用に対し助成します。

- ①先進的技術（施設、栽培システム、機械等）の導入
- ②災害復興園地の創造的復興に必要な農地整備や施設等の導入
- ③戦略的な流通・販売のシステムを確立するために必要な施設等の導入
ただし、以下の④から⑧の要件を順守すること。
- ④中古品又は既存施設の改良等も可能とするが、原則として取得価額が50万円を超えるものとする。
- ⑤倉庫、運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、パソコン等農業経営の用途以外に容易に供されるような汎用性の高いものでないこと。
- ⑥施設・機械等の整備にあたっては、複数の事業者から見積書を徴したうえで選定すること。ただし、価格による選定が馴染まない特別な理由がある場合は、この限りではない。
- ⑦機械を単品導入する場合は、対象農産物の専用機器であり、メーカーの性能試験に準ずるような技術実証でないこと。
- ⑧加工用機械については、一次加工（皮むき、洗浄、カット、乾燥等）用であること。ただし、普及指導計画において加工品開発を目標とする場合は、この限りではない。

(2) 普及組織による戦略的流通販売促進支援事業

事業実施主体が県普及組織の伴走支援の下、流通販売促進活動等に要する経費のうち、次の①から⑥の経費に対し助成します。

①報償費

例：講師謝礼・指導謝礼など

②旅費

例：展示会参加、営業活動、先進地視察など

③需用費

例：試験販売用パッケージ、PR用ポップ、展示会展示用品など

④役務費

例：宅配便、郵便料など

⑤委託料

例：パッケージデザイン、商品開発コンサルタント料など

⑥使用料及び賃借料

例：試作加工機器等のリース料、展示会等の出展料、会議室使用料など
次の⑦から⑪の費用は補助対象経費に該当しません。

⑦生産振興に係る経費（収穫までの経費。収穫後の貯蔵・調整に関する費用は可とする。）

⑧生産振興のみを目的とした先進地視察

⑨一般販売用の包装やパンフレット等の制作（試験販売用のみ可とする）

⑩普及職員の同行しない展示会、営業活動、先進地視察等の旅費。

⑪施設、機械等の整備が50万円を超える取組み（（1）の事業に該当）

4 助成率、事業限度額

県が補助する助成総額は、（1）及び（2）の事業を合わせて870万円までとし、採択された事業については、応募者が追加助成の申請を予定している市町に対し、県から追加助成を要請することになっています。

(1) 普及組織による戦略的産地化実証事業

助成率：補助対象経費の3分の1以内

事業限度額：1事業1,800万円

(2) 普及組織による戦略的流通販売促進支援事業

助成率：補助対象経費の2分の1以内

事業限度額：1事業200万円

5 事業実施期間

補助金の交付決定の日から令和8年3月23日まで。

(注) 事業実施期間とは、施設、機械の導入を完了するまでの期間であり、技術の実証、確立を図る期間は原則として5年間とします。

補助事業に係る経費は、交付決定日以後に着手した取組みでなければ認めません。

6 応募方法

(1) 事業計画の事前協議等

応募者は、事前に事業実施を希望する所在地を所管する県普及組織（別表 3）と事業計画書（別紙）について協議し作成してください。

(2) 提出書類・提出先

提出書類 令和 7 年度儲かるモデル産地育成システム確立実証事業実施計画書

- ・普及組織による戦略的産地化実証事業(様式第 1－1)
- ・普及組織による戦略的流通販売促進支援事業(様式第 1－2)

提出先 事業実施を希望する所在地の市町を所管する愛媛県内の各地方局・支局の農林水産振興部 農業振興課 地域農業育成室又は産地戦略推進室（別表 1）

7 募集期間

令和 7 年 4 月 10 日（木）～5 月 20 日（火）17 時締切（必着）

（注）今回募集分の審査・採択結果により、第二次募集を行う場合があります。第二次募集を実施する場合は、県ホームページにて告知します。

8 審査方法

応募のあった事業については、県の設置する審査会で、別表 2 の基準に基づく審査を行い、補助対象事業を決定します。

9 その他

- (1) 補助対象事業として採択された場合、補助事業者は、事業を実施する所在地の市町を所管する普及組織の普及指導員の指導の下、先進的な技術の実証及び流通販売促進活動又はそのいずれかに取り組みます。
- (2) 先進的な技術の実証及び流通販売促進活動期間は、毎年度、補助事業の成果について報告いただきます。

10 問い合わせ先

【事業に関すること】

〒790-8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2

愛媛県 農林水産部 農業振興局 農産園芸課 農業革新支援センター（河野）

T E L 089-912-2557 F A X 089-912-2564 E-mail nousan@pref.ehime.lg.jp

【事業実施計画書の作成に係ること】

県内農業改良普及組織（別表 3 のとおり）

別表 1 事業計画書提出先

所 属	担当室	連 絡 先	所管する市町
東予地方局	農業振興課 地域農業育成室	〒791-0508 西条市丹原町池田 1611 TEL 0898-68-7322	四国中央市、 新居浜市、西条市
	農業振興課 産地戦略推進室		
今治支局	地域農業育成室	〒794-8502 今治市旭町 1-4-9 TEL 0898-23-2570	今治市、上島町
	産地戦略推進室		
中予地方局	農業振興課 地域農業育成室	〒790-8502 松山市北持田町 132 TEL 089-909-8762	松山市、伊予市、東温 市、久万高原町、松前 町、砥部町
	農業振興課 産地戦略推進室		
南予地方局	農業振興課 地域農業育成室	〒798-8511 宇和島市天神町 7-1 TEL 0895-28-6117	宇和島市、松野町、鬼 北町、愛南町
	農業振興課 産地戦略推進室		
八幡浜支局	地域農業育成室	〒796-0048 八幡浜市北浜 1-3-37 TEL 0894-23-0163	八幡浜市、大洲市、西 予市、内子町、伊方町
	産地戦略推進室		

別表 2 審査の基準

事業内容	審査項目	審査の内容
(1) 普及組織による 戦略的産地化実証 事業	普及指導計画	・地域農業における普及指導計画の重要度 ・普及指導計画目標への貢献度 ・普及指導結果の他地域への波及効果
	技術実証の内容	・技術、取組みの革新性・チャレンジ性 ・産地への波及効果の期待度 ・導入技術・取組みの農家所得への貢献度
	産地化	・新規品目の取組み ・既存品目のブラッシュアップの必要性 ・5年後の当該品目の販売額の増加
	事業の遂行能力	・事業実施主体の技術水準 ・事業実施主体の経営能力 ・経営計画の妥当性
	その他	・普及組織による戦略的流通販売促進支援事業等の流通販売戦略の有無と妥当性 ・市町からの支援 ・大学、試験研究機関等との連携
(2) 普及組織による 戦略的流通販売促 進支援事業	普及指導計画	・地域農業における普及指導計画の重要度 ・普及指導計画目標への貢献度 ・普及指導結果の他地域への波及効果
	流通販売促進の内容	・新たな販路開拓、新商品開発 ・産地への波及効果の期待度 ・取組み(活動)の農家所得への貢献度
	産地化	・新規品目の取組 ・既存品目のブラッシュアップの必要性 ・5年後の当該品目の販売額の増加
	事業の遂行能力	・事業実施主体の生産技術水準 ・事業実施主体の経営能力 ・経営計画の妥当性
	その他	・普及組織による戦略的産地化実証事業等の生産技術実証等との連携と妥当性 ・市町からの支援 ・大学、試験研究機関等との連携

別表3 県内農業改良普及組織の連絡先

県内普及組織	住 所	連絡先	管轄する市町
東予地方局			
産地戦略推進室	〒791-0508 西条市丹原町池田 1611	TEL0898-68-7322	四国中央市・新居浜市・西条市
地域農業育成室			新居浜市、西条市
四国中央農業指導班	〒799-0422 四国中央市中之庄町 1684-4	TEL0896-23-2394	四国中央市
東予地方局 今治支局			
産地戦略推進室	〒794-8502 今治市旭町 1-4-9	TEL0898-23-2570	今治市
地域農業育成室			今治市(陸地部)
しまなみ農業指導班	〒794-2305 今治市伯方町木浦甲 4637-3	TEL0897-72-2325	今治市(島しょ部)、上島町
中予地方局			
産地戦略推進室	〒790-8502 松山市北持田町 132	TEL089-909-8762	松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町
地域農業育成室			松山市、東温市
久万高原農業指導班	〒791-1202 上浮穴郡久万高原町入野 263	TEL0892-21-0314	久万高原町
伊予農業指導班	〒799-3122 伊予市市場 127-1	TEL089-982-0477	伊予市、松前町、砥部町
南予地方局			
産地戦略推進室	〒798-8511 宇和島市天神町 7-1	TEL0895-28-6117	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町
地域農業育成室			宇和島市
鬼北農業指導班	〒798-1331 北宇和郡鬼北町大字興野々 1880	TEL0895-45-0037	松野町、鬼北町
愛南農業指導班	〒798-4194 南宇和郡愛南町城辺甲 2420	TEL0895-72-0149	愛南町
南予地方局 八幡浜支局			
産地戦略推進室	〒796-0048 八幡浜市北浜 1-3-37	TEL0894-23-0163	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町
地域農業育成室			八幡浜市、伊方町
大洲農業指導班	〒795-8504 大洲市田口甲 425-1	TEL0893-24-4125	大洲市、内子町
西予農業指導班	〒797-8501 西予市宇和町卯之町 3-434-1	TEL0894-62-0407	西予市